

生活保護法改正法案の廃案を求める緊急会長声明

平成25年6月3日
東京司法書士会
会長 清家 亮三

声明の趣旨

当会は、生活保護法改正法案（以下、「改正法案」という）には以下に述べる重大な問題点があることから、改正法案の廃案を強く求める。

声明の理由

我々司法書士は、生活保護申請の同行、多重債務問題、自死問題、貧困問題に取り組むなかで、生活困窮者の生命と生活を守る生活保護制度が今後ますます重要になることを実感している。

斯様な状況下に、政府は本年5月17日、改正法案を国会に提出した。しかし、改正法案には以下に述べる看過し得ない重大な問題点がある。

改正法案では「要保護者の資産及び収入の状況」などを記載した「申請書」を提出しなければならないとし（第24条1項）、さらに、申請書には保護の要否判定に必要な書類も添付しなければならないとしている（第24条2項）。

この点、現行生活保護法では、保護の申請は書面によることを要求しておらず、かつ、保護の要否判定に必要な書類の提出も義務づけてはいない（現行法第24条1項）ことと比較すると、生活保護を必要としている生活困窮者に対して大幅な負担を課すことになる。

生活保護を利用しようとする人の中には、様々な理由からギリギリの状態に追い詰められ、やっとの思いで生活保護の申請に来られる方もいる。例えば配偶者暴力（DV）から逃れるため着の身着のまま避難してきた方や何らかの障がいがあって文字を書くのも苦手な方にとっては、改正法が要求するような申請書や書類を集めることができず、申請が事実上不可能となるおそれがある。

また、これはこれまで違法であるとされてきた、申請意思のある者を申請窓口で追い返す「水際作戦」にお墨付きを与え合法化させることにもなり、これは、とりもなおさず、福祉行政の大幅な後退を意味する。

生活保護制度は、憲法第25条に定められた国民の基本的人権である生存権を保障し、具体化したものである。

しかし、改正法案が成立すれば、生活保護を必要とする状態にある生活困窮者がより一層生活保護を利用できなくなり、生存権は画餅に帰すこととなる。その結果、社会の貧困がさらに深刻となり、さいたま市や札幌市で起きた餓死や孤立死が多発することにもなりかねない。

本件改正案の背景となった生活保護制度の不正利用については、行政側の調査努力によってこそその防止を図るべきものであり、生活保護を必要としている生活困窮者の負担によってそれを図ろうとする姿勢は、生活保護制度の趣旨に逆行することに他ならない。

よって、当会は改正法案の廃案を強く求めるものである。